

# 日之影町 国土強靱化地域計画

令和二年三月

日之影町





## 目 次

<b>序章 日之影町国土強靱化地域計画とは</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
<b>第 1 章 日之影町強靱化の基本的考え方</b> .....	<b>2</b>
1. 基本目標 .....	2
2. 事前に備えるべき目標.....	2
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針 .....	3
4. 基本的な進め方 .....	4
<b>第 2 章 日之影町の概要</b> .....	<b>5</b>
1. 本町の地域特性 .....	5
2. 本町における災害リスク.....	7
<b>第 3 章 脆弱性評価</b> .....	<b>10</b>
1. 評価の枠組み及び手順.....	10
2. 施策分野ごとの脆弱性評価 .....	12
<b>第 4 章 プログラムごとの推進方針</b> .....	<b>24</b>
<b>第 5 章 計画の不断の見直しと重点化プログラム</b> .....	<b>68</b>
1. 日之影町の他の計画等の必要な見直し .....	68
2. 本計画の着実な計画推進.....	68
3. 本計画の不断の見直し .....	69
4. 重点化プログラム.....	70

### 【別紙 1】 各課ごとの推進方針

### 【別紙 2】 個別事業

# 序章 日之影町国土強靱化地域計画とは

## 1. 計画策定の趣旨

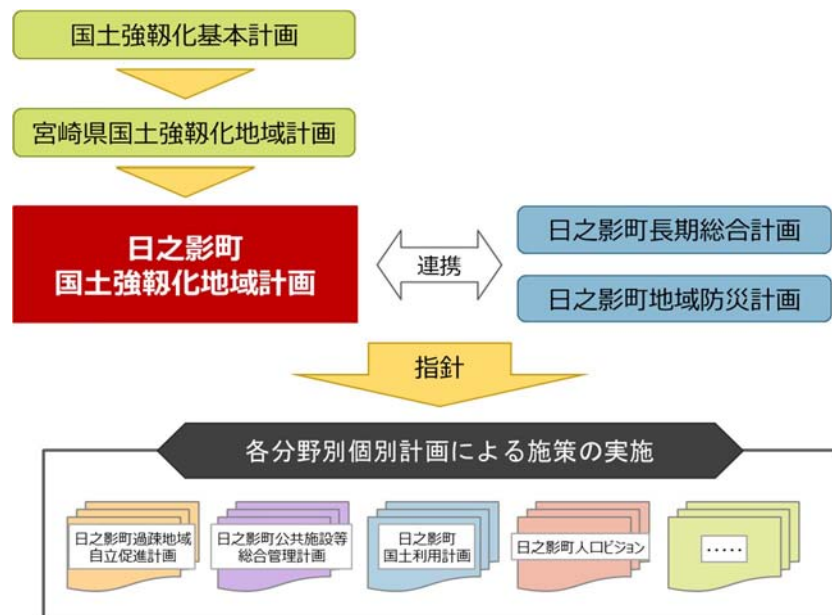
大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成 25 年 12 月に公布・施行され、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

宮崎県においては、基本計画に基づいた「宮崎県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）が平成 28 年 12 月に策定された。

本町においても、国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、地域強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、日之影町の強靱化を推進する指針となる「日之影町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法 13 条および 14 条に基づいて基本計画との調和を図り、本町の強靱化に係る各分野別個別計画等の指針となるべきものである。また、本町の基本構想である「日之影町長期総合計画」および災害対策基本法に基づく「日之影町地域防災計画」との連携を図り、策定する。



# 第1章 日之影町強靱化の基本的考え方

## 1. 基本目標

本計画の基本目標は、基本計画および県地域計画に基づき、「強さ」と「しなやかさ」を持った地域社会の構築に向け、4つの目標を設定した。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本町および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 日之影町民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## 2. 事前に備えるべき目標

本計画の事前に備えるべき目標は、基本計画および県地域計画に基づき、基本目標の実現に向け、8つの目標を設定した。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3. 強靱化を推進する上での基本的な方針

地域強靱化に取り組むにあたり、国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 強靱化の取組姿勢

- ① 本町の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し取り組みを推進する。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取り組みを推進する。
- ③ 地域間連携の強化による相互応援体制の構築を推進する。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」および「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、民間事業者等が適切に連携および役割分担して取り組む。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

#### (3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和および景観の維持に配慮する。

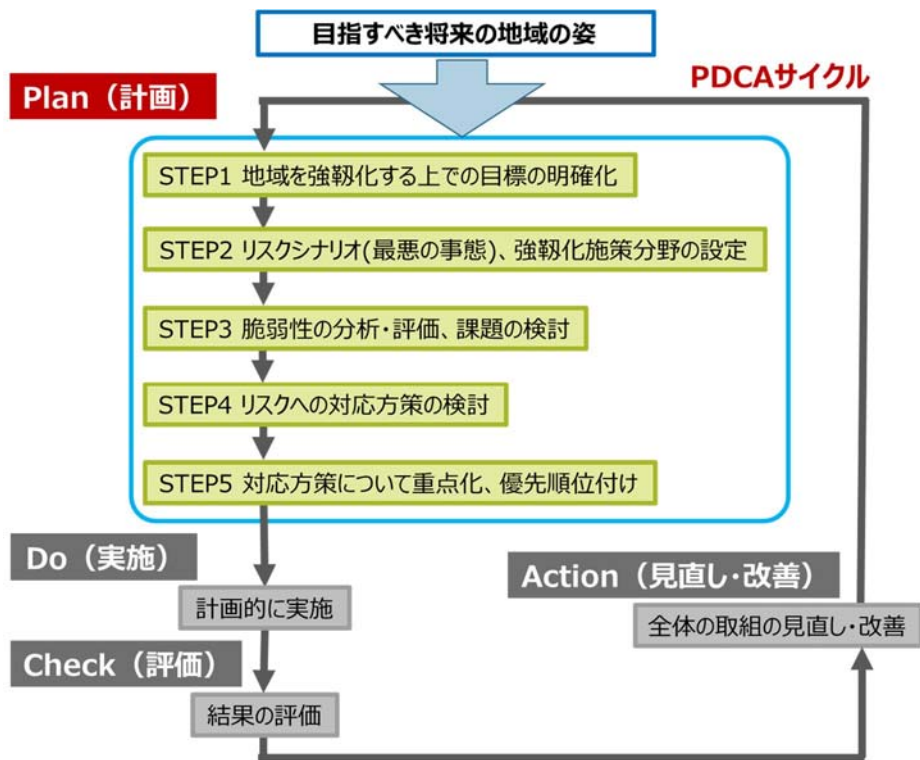
## 4. 基本的な進め方

本計画は、いわば町のリスクマネジメントであり、基本計画にある PDCA の基本的な進め方に沿って、本町の地域強靱化に向けた具体的な施策の進捗状況等を踏まえた総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。

本計画の策定に当たっては「PDCA の基本的な進め方」の①～④に沿って、下図中にある PDCA サイクルの **Plan (計画)** を行う。

### 【PDCA の基本的な進め方】

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善



## 第2章 日之影町の概要

### 1. 本町の地域特性

#### (1) 本町の位置

宮崎県北西部に位置し、東は綱の瀬川をへだてて延岡市に接し、西は高千穂町、南は美郷町、諸塚村、北は大分県豊後大野市および佐伯市に接し、東西約9km、南北約30km、総面積277.67km<sup>2</sup>の農山村である。



#### (2) 本町の地勢

山岳重畳し平地に乏しく、総面積の91.6%は山林原野で占め、東北にかけ大崩山、傾山等の山岳がそびえ、これら南に向かって峻嶺が走り、更に南側東西にも高嶺がのびている。本町の山地丘陵は、急峻で地質がもろく、豪雨・地震等に対して斜面が崩壊しやすく、危険なところが多い。

河川は、五ヶ瀬川が町の中央を東西に貫流し、その支流の日之影川が町の北部を東西に二分して流れているほか、大小の谷川が周囲の深山からこの二つの川に流れこみ、深いV字谷を形成している。このため、川の両岸は50m～100mの切り立った断崖となり、峻険な山岳と大小の河川が生み出した景観は豊かな大自然の美を織りなしており、北部の一部は祖母・傾国定公園区域にも指定されている。

地質は、北部が祖母山火山岩類の花こう斑岩で、南部は中生代四万十層の砂岩、粘板岩、表層は阿蘇火山の溶結岩および同系シルトが主であるため土壌は比較的厚く、気象条件にも恵まれていることから林木の成育に適している。



### (3) 本町の気象

気温は、過去5年間の平均気温が14.0℃で概して温暖であり、酷暑時でも朝夕は涼しく、また四季を通じて大きな変化はなく、冬期における積雪も比較的少ない。

雨量については、過去5年間の平均降雨量は2,545mmであるが、台風の常襲地帯であるため豪雨となることがしばしばあり、地形が急傾斜地であるため被害も大きい。そのため、常に水害への備えを万全にしておく必要がある。

### (4) 人口の推移

総人口の推移は、平成27年の国勢調査人口が3,946人であるのに対し、昭和35年人口が15,711人と55年間で11,765人（74.9%）減少している。これは、昭和42年2月に三菱金属槇峰鉱業所が閉山、つづいて昭和44年10月ラサ工業見立事業所が休山したことにより、鉱山関係者約1,000人が転出したこともひとつの要因といえるが、昭和35年頃からの日本の高度成長に伴う都市部への人口流出の影響が大きいと考えられる。

一方、世帯数は、平成27年1,493世帯、昭和35年3,073世帯と1,580世帯（51.4%）減少している。これは、人口の推移と同様に、鉱山の休閉山、都市部への人口流出の影響と考えられる。また、1世帯当たりの人員についても、平成27年2.6人、昭和35年5.1人と世帯規模の縮小がみられ、核家族化、少子化が進んでいる現状を示している。

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	自然動態(人)			社会動態(人)		
			出生	死亡	自然増	転入	転出	社会
S50	8,715	2,225	102	83	19	395	647	△252
S55	8,013	2,164	87	98	△11	342	523	△181
S60	7,353	2,065	70	72	△2	301	464	△163
H2	6,550	1,925	55	79	△24	206	341	△135
H7	5,928	1,847	52	66	△14	178	322	△144
H12	5,445	1,789	34	64	△30	197	252	△55
H17	5,031	1,713	24	90	△66	173	214	△41
H22	4,463	1,621	14	84	△70	94	136	△42
H23	4,351	1,632	23	92	△69	108	162	△54
H24	4,252	1,597	16	87	△71	129	146	△17
H25	4,158	1,584	21	96	△75	98	118	△20
H26	4,071	1,556	13	95	△82	119	121	△2
H27	3,946	1,493	21	104	△83	76	154	△78
H28	3,890	1,491	11	83	△72	138	106	32
H29	3,829	1,492	27	69	△42	118	138	△20

## 2. 本町における災害リスク

## (1) 風水害

## 災害想定

本町は、平地に乏しく急峻な地形が多い為、台風や集中豪雨等による土砂災害発生の危険性がある。また、河川は急流蛇行が多く、狭小であることから流下能力が小さく氾濫しやすい状況である為、浸水被害が想定される。

## 災害履歴（地域防災計画 過去の災害記録より）

災害発生日	災害の種類	被害区域	災害の概要
昭和24年 6月20日	テラ台風	町内全域 (特に西日之影)	西日之影上部の山崩れによる倒壊埋没 住家全壊 8戸 行方不明 8名(後日全員死亡)
昭和29年 9月13日	台風12号	町内全域特に高松、影待・ 日之影、八戸地域に集中	総降雨量 978mm(見立) 流失住家 51戸 床下・床上浸水 108戸
昭和46年 8月4日	台風19号	町内全域 (特に新日之影)	総降雨量 1,225mm(見立) 全壊住家 6戸
昭和46年 8月29日	台風23号	町内全域 (特に鶴の平見立地区)	総降雨量 847mm(見立) 全壊住家 2戸 死者 5人
昭和57年 8月12日～13日	台風11号による集中 豪雨	町内中央 八戸・長谷川 大菅・宮水地区	総降雨量 807mm 全壊住家 11戸 半壊住家 8戸 死者 3人
昭和57年 8月26日～27日	台風13号	町内全域	死者 1人 道路被害 200箇所 橋梁 2箇所,用水路 45箇所
平成5年 8月9日～10日	台風7号	町内全域	死者 1人 住家全壊 3棟 床上浸水 17棟 公共土木施設 371箇所 農林水産業施設 995箇所
平成5年 9月3日	台風13号	町内全域	住家全壊 1棟 床上浸水 2棟 公共土木施設 30箇所 農林水産業施設 279箇所
平成9年 9月16日	台風19号	町内全域	道路決壊 68箇所 田畑決壊 155箇所
平成16年 8月30日	台風16号	町内全域 特に神影地区	総降雨量 408mm(見立) 死者 1人 全壊家屋 1棟 床上浸水 6棟 道路被害 120箇所 農林水産業施設 105箇所

災害発生日月	災害の種類	被害区域	災害の概要
平成17年 9月4日～6日	台風14号 による暴風と大雨	町内全域 特に中央地区 影待地区	総降雨量 1201mm (見立) 全壊家屋 32棟 床上浸水 36棟 公共土木施設 152箇所(橋梁2) 農林水産業施設 444箇所 激甚災害指定 平成17年10月28日
平成19年 8月2日	台風5号	見立地区、鹿川地区	最大1時間降水量 91mm (見立) 全壊家屋 1棟 床上浸水 3棟 公共土木施設 20箇所(橋梁3) 農林水産業施設 131箇所 県道日之影宇目線が3箇所ので道路全体が大きく決壊、見立地区孤立 防災ヘリによる食料給与、人員搬送 災害救助法適用 平成19年8月3日 激甚災害指定 平成19年9月14日
平成22年 6月25日～30日	梅雨前線による大雨		総降雨量 256.0mm (日之影) 道路被害 2箇所 激甚災害指定 平成22年8月25日
平成24年 6月15日～28日	梅雨前線		総降雨量 586.5mm (日之影) ※6月15日～25日 道路被害 9箇所 農地被害 12箇所 農業用施設被害 5箇所 林道被害 2箇所 激甚災害指定 平成24年8月3日 激甚災害指定 平成24年8月15日
平成25年 7月26日～27日	梅雨前線による大雨		総降雨量 147.5mm (日之影) 道路被害 1箇所 農地被害 15箇所 農業用施設被害 1箇所 林地被害 1箇所 激甚災害指定 平成25年8月20日 激甚災害指定 平成25年9月6日
平成26年 7月29日～ 8月5日	台風12号		総降雨量 357.5 (日之影) 農地被害 3箇所 道路被害 3箇所 園芸用施設被害 2箇所 激甚災害指定 平成26年9月10日
平成26年 8月6日～10日	台風11号		総降雨量 154.5 (日之影) 農地被害 2箇所 激甚災害指定 平成26年9月10日

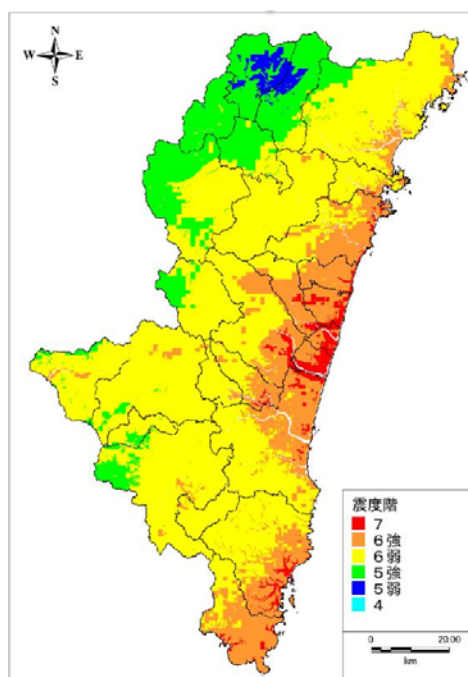
## (2) 地震

### 災害想定

宮崎県では、南海トラフ巨大地震（M9 クラス）に対し、「宮崎県地震・津波および被害の想定について」として令和2年3月の県の想定と国（内閣府）の想定を踏まえ、地震に関する詳細な予測を取りまとめた。本町では最大震度6弱で以下に示す被害が想定されている。

#### 【本町の被害想定】

最大震度		6弱	
建物被害	全半壊棟数	30棟	
人的被害	死者数	被害なし	
ライフライン被害	上水道(断水人口)	1300人	
	下水道(支障人口)	110人	
	電力(停電軒数)	1300軒	
	通信 固定電話 (不通回線数)	520回線	
交通施設被害	道路	20箇所	
	避難者(被災1週間後)	50人	
生活への影響	帰宅困難者	220人	
	物資需要量 (被災1週間後)	食糧	100食
		飲料水	350ℓ
		毛布	10枚



### 災害履歴（地域防災計画 過去の災害記録より）

災害発生日月	名称	災害の概要
平成28年 4月14日～18日	熊本地震熊本地震	震度4（日之影町） 住宅被害（半壊） 1棟 自主避難者 68名 激甚災害指定 平成28年4月26日

## (3) 土砂災害

### 災害想定

本町の山地丘陵は、急峻で地質がもろく、危険なところが多い。土砂災害警戒区域に指定されている場所が多いことから、近年の記録的な大雨および南海トラフ巨大地震による土砂災害が想定される。

## 第3章 脆弱性評価

### 1. 評価の枠組みおよび手順

#### (1) 想定するリスク

国の基本計画の想定が大規模災害とされていること、および南海トラフ巨大地震が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていることを勘案し、本計画においては南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害を想定した評価を実施した。

#### (2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、基本計画および県の地域計画の施策分野を参考に以下のとおり9つの個別施策分野、4つの横断的分野を設定した。

##### 【個別施策分野】

- ① 行政機能／警察・消防等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー・情報通信
- ⑤ 産業
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 農林水産
- ⑧ 国土保全
- ⑨ 環境

##### 【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション
- ② 地域活性化
- ③ 広域連携
- ④ 老朽化対策

### (3) 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本計画および県地域計画を参考に、8つの事前に備えるべき目標に対して本町の特性を踏まえ、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
<b>目標 1</b>	<b>直接死を最大限防ぐ</b>
	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や公共施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や公共施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
<b>目標 2</b>	<b>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</b>
	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 観光客を含む帰宅困難者の発生
	2-5 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<b>目標 3</b>	<b>必要不可欠な行政機能は確保する</b>
	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<b>目標 4</b>	<b>必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</b>
	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<b>目標 5</b>	<b>経済活動を機能不全に陥らせない</b>
	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による町内経済の停滞
	5-2 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-4 農業施設の機能停止による食糧等の安定供給の停滞
<b>目標 6</b>	<b>ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</b>
	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止
	6-2 上水道の長期間にわたる供給停止
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
<b>目標 7</b>	<b>制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b>
	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺
	7-3 ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃
	7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
<b>目標 8</b>	<b>社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b>
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

## 2. 施策分野ごとの脆弱性評価

## (1) 個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等		
施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
日之影町 BCP の運用・見直し	平成 29 年 3 月に策定した日之影町業務継続計画(BCP)について、適宜内容の見直しを行い、災害発生時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。	3-1
公共施設の耐震化および適正管理	学校施設および医療福祉施設等は耐震化済であるが、その他の公共施設(RC 構造 200m <sup>2</sup> 以上)に関しては耐震診断を実施中である。今後も「日之影町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の計画的な耐震化および老朽化対策等の適正管理を図る必要がある。	1-1・3-1
庁舎の防災・減災機能の維持向上	現庁舎は 1956 年に建設されて以来 60 年が経過しており、老朽化、耐震強度不足、利便性等多様な課題を抱えていることから、新庁舎を建設中で令和 3 年 4 月より供用開始予定である。新庁舎は、大規模災害の発生時に災害対策本部として救助や復旧に向けた指揮、情報の収集・伝達等、防災活動の中核となることから、防災・災害復旧拠点としての機能を維持する必要がある。	3-1
職員の危機管理体制強化	総務課では消防担当は土砂災害・全国防災訓練等に参加しているが、全職員の一斉防災訓練は実施していない。今後、災害時に備えた実践的な訓練を定期的実施することで、行政の危機管理体制を強化させなければならない。	3-1
業務システムおよび業務データのクラウド化	町民の個人情報に関してはクラウドによるバックアップを実施しているが、その他の業務データおよびシステムは完全なクラウド化とはなっていない為、一括したクラウド管理への移行が必要である。	3-1
自主防災組織等の活性化促進	地区および公民館単位の消防団が自主防災組織となっており、各消防団単位での防災訓練を実施している。大規模災害においては、地域の防災力が重要となるため、防災訓練に加え、資機材整備の補助事業を活用して整備を充実する必要がある。	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5・2-2・2-3・2-7・3-1・4-2・7-1・8-4
町民の防災意識の啓発	町民の防災知識および防災意識の高さは決して高いとは言えず、家屋の耐震化に関しても十分とは言えない。早期避難・備蓄などの災害発生時に命を守る行動への取り組みについて啓発する必要がある。	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5・2-1・2-2・7-1
防災士の確保	現在防災士は 13 人であり、今後、計画的に確保していくことで、自助・共助・協働による地域の防災力強化を図る必要がある。	1-1

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
消防力の充実・強化	西臼杵広域行政事務組合消防本部や消防団における資機材の計画的な購入更新に関して今後も継続して実施する必要がある。また、消防団員に関しては、定員に対する充足率が定数 270 に対して 87%程度で加入率が低いため、町民に対して更なる加入を促さなければならない。	1-2・2-2・2-3・7-1・8-4
防火水槽および消火栓等の充実	消火栓については必要な箇所に対して整備を随時行っているが、防火水槽に関しては国・県の補助事業を活用しての整備となる為、計画的な整備計画が必要である。	1-2・7-1
水防活動の定期的な実施	消防団が通常の見回りとして「日之影町地域防災計画」に記載の水防計画の重要水防箇所を重点的に巡回しているが、水防訓練の実施はない。洪水時の迅速な対応の為にも定期的な訓練が必要である。	1-3・8-3
避難情報の的確な発令	町が発表している発令判断基準は、町の広報誌および消防団の啓発活動等で配布しているが、より周知を徹底し、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る必要がある。	1-3・1-4・1-5・4-2
災害時受援・応援の迅速な対応強化	町として活用の例がない「宮崎県災害時受援・応援計画」に対する理解を深め、実効性を高めるために関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える必要がある。	2-1・2-3・2-4・2-5・2-7・3-1・8-2
食料・飲料水の備蓄体制の構築	現在町としての食料の備蓄は行っておらず、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄に関しても十分とは言えない状況であるので計画的な購入・更新を進める必要がある。病院に関しては「宮崎県備蓄基本指針」に基づいて入院患者 3 日分を常時備蓄しているのでこれを維持する必要がある。	2-1・2-2・2-4
災害時の活動拠点の整備	「道の駅青雲橋」は防災拠点としての活用が期待できるため、防災機能の充実を図る整備を検討する必要がある。	2-1
避難所における生活環境の改善	日之影町地域防災計画にある「日之影町避難所運営マニュアル」をより実効性の高いものとするために、内容の検討、各避難所での運営訓練を実施する必要がある。	2-7
避難所における簡易トイレ等の備蓄	備蓄資機材として備蓄倉庫に簡易トイレがあるが、数量として満足な量とは言えない為、今後計画的な簡易トイレの備蓄追加を目指す。	2-6・6-3
避難所外避難者対策	大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者や車中泊等の避難所外の被災者に対して、周辺自治体および民間団体や災害ボランティアとの連携支援を強化する必要がある。	2-7



施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
広域避難対策	地域防災計画に「宮崎県市町村防災相互応援協定」として締結済であるが、県と連携して市町村間での避難者受入に係る連携の取り組みを推進する必要がある。	2-7
ヘリポートの整備	「日之影町地域防災計画」で指定されたヘリコプター発着可能地点 9 箇所であるが、一般基準による着陸可能となる条件を満たしている地点は 2 箇所に止まっている。緊急の消防防災活動時のみ着陸可能である 4 箇所を一般基準を満たすよう、整備を検討する必要がある。	2-1・2-2・2-5
被災者台帳の整備	県の被災者台帳・被災者支援システムの導入について検討を進め、災害発生時から被災者支援の円滑な実施を行うことができるよう、被災者台帳作成の事前準備を行う必要がある。	8-6
罹災証明交付体制の確立	町としての交付が厳しい状況となった場合、西臼杵広域行政事務組合による広域的な交付および「宮崎県災害時受援・応援計画」での受援を確認し、迅速な交付へ向けて連携を強化する必要がある。	8-6

## ② 住宅・都市

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
住宅・建築物の耐震化	「日之影町建築物耐震改修促進計画」や「がけ地近接等危険住宅移転事業」等の支援制度の更なる周知を行い、所有者に対して耐震性に関する意識の向上に取り組むとともに住宅の耐震化を啓発する必要がある。	1-1
空家活用による倒壊家屋低減	「日之影町空き家情報システム」により、掲載戸数 37 件の内 30 件が活用されている状況である。今後、掲載戸数を増やすことにより有効活用を図り、倒壊の危険性がある空家を減らす取り組みを継続する必要がある。	1-1・7-2
上水道施設等の耐震化	大規模災害に備えて、公営の 8 地区の簡易水道施設および耐用年数が迫る管路に関して更新を含めて耐震化を講じ、地元水道の飲料水供給施設に関しては地元地区での維持管理を継続して促す必要がある。	2-1・5-2・6-2
中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	過疎化等による地域コミュニティの衰退は地域防災力の低下となるため、中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。	2-2・2-7・7-5・8-2・8-4

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
沿道建築物の耐震化	災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付け、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。	2-5・5-3・6-4・7-2
避難所の耐震化・機能強化	避難所とされている体育館および福祉避難所等は耐震化済であるが、その他の避難所(RC構造 200m <sup>2</sup> 以上)に関しては耐震診断を実施中である。大規模地震における避難所の確保および余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化、老朽化対策および機能強化をする必要がある。	2-7
被災建築物応急危険度判定士等の確保	過去の災害時に被災建築物応急危険度判定士として活動したのは1級建築士の役場職員(1名)のみであった。今後、災害後の迅速な被害状況の把握を行うための被災建築物応急危険度判定士等の確保に向けて、養成を目的とした講習会を受講することに加え、県や民間企業(建設業)と連携して迅速な要請ができる体制を構築する必要がある。	8-2
応急仮設住宅供給体制の充実	県と連携し、年1回実施している応急仮設住宅建設候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた建設候補地の積み増しの強化を図る必要がある。	8-5・8-6

③ 保健医療・福祉

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
医療施設および福祉施設の耐震化	国民健康保険病院・保健センターに関しては耐震化済みである。民間企業であるその他の福祉施設に関しても、災害発生時に自ら避難することが困難な人が多く利用する施設であることから、施設管理者のもと、耐震化による安全性の向上を図る必要がある。	1-1・2-5
医療 BCP の策定	医療 BCP は未策定であるため、災害発生初動期における医療機能の損失を可能な限り少なくし、継続的に医療活動を行うために、早期に策定する必要がある。	2-5
福祉避難所の整備・維持管理	一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、現在福祉避難所としている天神荘・保健センターの整備に加えて、民間企業である株式会社サンルームおよび養護老人ホーム八戸清流園との災害時協定を締結する必要がある。	2-7
災害時の医療体制整備	DMAT 受入体制の整備強化および災害発生時に EMIS の円滑な活用が行われるよう毎年実施している入力訓練を継続し、県との連携を強化する必要がある。	2-3・2-5

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
医療および福祉施設における非常用電源設備の整備・維持管理	国民健康保険病院については電力遮断時に機能維持を図るための非常用電源は整備済である。整備済の施設に関しては適切な維持管理を継続し、今後は福祉避難所となる施設を優先的に整備する必要がある。	2-5・6-1
避難行動要支援者対策の推進	日之影町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行ったうえで、医療・福祉施設に関しては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な非難を図る必要がある。	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5
医療品等の備蓄体制の構築	薬剤等は院内薬局であることもあり、平時より約2週間分の備蓄をしており、感染症に対する薬剤（タミフル等）の備蓄も行っている。その他の備蓄に関しても民間企業との協定を締結するなどの策を講じる必要がある。	2-1・2-5
避難者の健康対策	避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携して災害時における被災者の健康支援体制を整備し、自宅避難者・車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、県や民間団体・ボランティア等との連携による被災者の把握方法および支援方法について検討を進める必要がある。	2-7
被災地における感染症予防・衛生対策	感染症（インフルエンザ・風疹）に対する薬剤の備蓄は行っている。被災地および避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進する必要がある。消毒や害虫駆除においては、迅速的確に実施できるように県との連携を強化する必要がある。	2-6
緊急時高齢者見守りサービスの強化	災害時緊急事態における一人暮らし高齢者に対し、ニーズに応じて動態センサー等の新しい緊急通報システムの導入を推進し、日々発展するICT関連の情報収集および活用も視野に入れ効率化を図る必要がある。	1-3・1-4・1-5・4-2
地域見守りふれ愛ネットワークの連携強化	災害時の認知症対応を視野に平時より高齢者の見守り体制づくりのために、社会福祉協議会の「ふれ愛ネットワーク」を核に認知症対策を実施している。地域包括支援センターが中心となり、認知症関連事業による高齢者の見守りの体制づくりが推進される一方で、他の関係機関による連携強化が求められる。	1-3・1-4・1-5・4-2
ボランティア組織の育成	「あなたの望み叶えます」のボランティア活動を通じて関心を持ってもらう取り組みをしているが、増加には繋がっていない。社会福祉活動の担い手となる人材を発掘し、地域の特性等を理解したリーダーシップを取れる人材養成、それを支えるサポーターづくりを進めていくことで災害時の迅速な支援に繋げる必要がある。	3-1・8-2・8-4
民生委員・児童委員の確保	民生委員・児童委員制度の周知による担い手の確保、並びに適正配置を促すことにより、欠員地区の解消する必要がある。	8-4

④ エネルギー・情報通信		
施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
電力供給遮断時の電力確保	九州電力送配電株式会社延岡配電事業所と協定締結されている「災害復旧に関する覚書」について、災害発生時の連絡体制および応急復旧対策等について平時より連携強化を図る必要がある。	4-1・6-1
情報インフラの確保対策	関係機関との連携を強化して発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取り組みを推進し、町内全域を結ぶ光ケーブル網である「ひのかげケーブルネットワーク」により、町内における情報通信機能を維持する必要がある。	4-1
防災拠点における無線LAN 環境整備	新庁舎等の防災拠点においては災害発生時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線LAN の整備している。その他の公共施設においては段階的に「ひのかげフリーWi-Fi」を整備中であるが、避難所等の必要性が高いと考えられる施設においては優先的に整備が必要である。	4-1
災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	県と連携し、避難に関する情報を時間、地域によらず町民や観光客等に確実に伝達するために、防災行政無線や戸別受信機を整備し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等、情報提供手段を多様化させる必要がある。停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、防災情報発信(メール配信)サービスへの登録や、SNS などを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。	1-5・2-2・4-1・4-2
避難施設における通信設備の確保	通信事業者との協定により、災害用通信設備として避難所に災害用特設公衆電話は整備済であるので、特設公衆 WiFi の整備を検討する必要がある。	2-2・2-7
電力事業者における災害対策	九州電力および旭化成(星山ダム)に対して災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。	4-1・6-1
再生可能エネルギーの導入促進	エネルギー供給源の多様化は、防災の観点で重要な役割を担うため、庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進し、家庭や事業者への導入も促進する必要がある。	5-2・6-1
燃料供給施設の保全対策	軽油等の燃料を貯蔵する施設に対して、西臼杵広域消防本部と連携して平時より点検・注意躍起を行うことで、災害時の非常用電源に必要となる燃料が不足することを防ぐ必要がある。	5-2・6-1

⑤ 産業		
施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
旅行者等への防災対策	観光客の安全を確保するために、災害情報の提供を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進め、「ひのかげフリーWi-Fi」等を活用した通信環境の整備や意識啓発を図る必要がある。	1-1・1-5・2-4
被災中小企業等の再建支援	被災に特化した再建支援を行った例はないが、今後必要となった場合を想定し、県や金融機関と連携して被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に行われるよう、中小企業への情報提供等を行う必要がある。	5-1
危険物施設等の安全確保	「日之影町地域防災計画」にある危険物施設および危険物取り扱い事業者への指導を西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して取り組む必要がある。	7-4
観光客誘致対策	町 HP は常に最新情報へ更新する体制となっているが、災害発生時およびその後の本町についての正確な情報を発信できるよう、適切な情報の発信体制の確立を図る必要がある。	7-6

⑥ 交通・物流		
施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
通学路の安全確保	「日之影町通学路交通安全対策プログラム」に基づいて通学路の安全確保に向け着実かつ効果的に推進し、交通安全施設を含めた対策必要箇所が発生した場合は早急に対策を講じ、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に取り組む必要がある。	1-1
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、日之影町で緊急輸送道路(広域移動ルート)に指定されている国道 218 号(県管理区間)および九州中央自動車道高千穂日之影道路に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する必要がある。	2-1・2-3・2-5・ 8-1・8-2
橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施し、町が管理する橋梁に関しては、これまで同様「日之影町橋梁長寿命化修繕計画」「日之影町トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える必要がある。	2-2・2-5・5-1・ 5-2・5-3・6-4
高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期事業化および早期完成を要望していく必要がある。また、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する必要がある。	2-2・2-5・5-1・ 5-2・5-3・6-4

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
町道の整備と保全対策	避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であるため、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する必要がある。	2-2・2-5・6-4
農道の整備と保全対策	山間地における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は農業生産のみならず、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する必要がある。	2-2・6-4
林道の整備と保全対策	避難路や代替輸送路を確保するため、林道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を林道台帳を活用し、計画的な整備と保全対策を実施する必要がある。	2-2・6-4・7-5
公共交通の機能維持	現在公共交通機関として宮崎交通・すまいるバスが運用されており、災害時の移手段として活用できるよう、機能維持に努める必要がある。	6-4
非常時避難道路の防災対策	「日之影町地域防災計画」で指定のある町内非常時避難道路について、随時見直しおよび防災対策を実施することで災害時の避難路の確実な確保を図る必要がある。	1-2・1-3・1-4
迂回路の早期啓開体制整備	災害時閉塞された区間に対しての迂回路は把握しているが、その区間に対して迅速な道路啓開が行えるよう、民間企業(建設業)等の関係機関との連携を強化し、啓開体制の構築を図る必要がある。	7-2

⑦ 農林水産

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
農地農業用施設の整備と保全対策	山間地域にある用排水路は農業用のみならず、大雨時の山からの雨水を受ける役割も担っており、地域の防災や減災を高める上で非常に大きな役割を果たしている施設であることから、整備および適正な保全対策を推進していく必要がある。	5-4・7-5
農地・圃場の整備	農林業の高齢化、担い手不足により遊休農地が増加していることから、各種制度事業を活用し集落全体で農地を維持管理するとともに、意欲のある農家に農地を集約、貸与し農地保全を図る必要がある。	5-4・7-5
農業生産基盤の整備	国庫補助金等制度事業を活用して新增設・改築する施設については、地震や風雪害に対して、それぞれの設置基準に基づいた施設整備を行う。また、既存施設については増強するよう働きかける必要がある。	5-4・7-5

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
森林の整備と保全対策	森林の多面的機能を発揮させるとともに、優良材生産による林家の所得向上を図るため、造林、下刈り、間伐、防護柵設置など木材生産に係る一連の施業推進を図る必要がある。	7-5
鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣被害による山林および農地の荒廃を防ぐため「日之影町鳥獣被害防止計画」に基づいた取り組みを継続する必要がある。	7-5
新規就農者（担い手）の確保	国の「農業次世代人材投資事業」対象に該当しない青年新規就農者等への支援となる「新規就農サポート制度」を継続し、新たな担い手確保に向けた更なる取り組みが必要である。	7-5・8-2

## ⑧ 国土保全

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
河川改修事業の推進と維持管理	水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める必要がある。施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。	1-3・8-3
水防災意識社会の再構築	気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。	1-3
砂防施設の整備計画の推進・維持管理	損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。	1-4・7-3
土砂災害危険箇所対策	町内の土砂災害危険箇所への対策整備率を高め、ハード対策に併せソフト対策を図る必要がある。	1-4・7-3
治山施設整備の推進と維持管理	山地災害から住民の生命・財産を守ると共に、森林が持つ水源の涵養機能を高めるため、山腹崩壊地や崩壊や荒廃が危ぶまれる区域に対して、県と連携し、治山ダム工や植栽工などの復旧・予防治山事業を行うとともに、山地災害危険地区の周知等のソフト対策を推進する必要がある。	1-4・7-3
山地災害危険地区の周知	町民の防災や減災意識を高めるため、山地災害危険地区の災害のおそれがある森林については、県と連携し、山地災害危険地区を町民に分かりやすく公表するとともに、山地災害キャンペーン等により周知を図る必要がある。	1-4・1-5・7-3
洪水ハザードマップの更新・周知	洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、配布されたハザードマップが有効に活用されるよう、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを早期に行う必要がある。	1-3・1-5

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
土砂災害危険箇所の周知	町民の円滑かつ迅速な避難のため、県と連携し、危険箇所の基礎調査結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。町民の円滑な避難のため、「土砂災害ハザードマップ」を早期に更新し、ハザードマップを活用した避難訓練を実施する必要がある。	1-4・1-5
地籍調査の随時更新	災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図が必要であるため、常に法務局の最新情報に更新する必要がある。	8-5

⑨ 環境

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
浄化槽の強靱化対策	既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進し、西臼杵としてし尿処理施設を設けているため、合併処理浄化槽設置に関しては広域的な連携で推進する必要がある。	2-6・6-3
集落排水施設の機能保全	農業集落排水施設は、大人地区の1箇所である。生活排水処理を行ううえで大きな役割を担っていることから、適時・適切な修繕と更新を実施し、施設の長寿命化を進めていくことに努める。	6-3
有害物質拡散・流出の防止対策	健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの作成・見直し等を行い、必要な資機材は西臼杵広域消防本部と連携して整備する必要がある。	7-4
災害廃棄物処理の体制整備	策定されている「災害廃棄物処理実施計画（西臼杵広域行政事務組合）」に基づき、詳細な処理体制を構築し実効性を高める必要がある。	2-6・8-1



## (2) 横断的分野

### ① リスクコミュニケーション

- 地域強靱化を進める上で、町民、企業、行政等の様々な主体が、自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動できるよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に得られる必要がある。
- 大規模災害から命を守るための、早期避難、住宅の耐震化、備蓄等の対策が必要であるが、町民の備えは十分と言えないことから、関係機関の連携により更なる啓発活動に取り組む必要がある。
- 子供たち一人ひとりが災害時における危険を認識し、日常的な備えや状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようになるような防災教育を実践する必要がある。【1-5 学校での防災・減災教育】
- 災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する必要がある。

### ② 地域活性化

- 移住定住支援コーディネーターにより、移住定住に関する相談、定住後の支援、地域住民との交流機会の提供を通じて町外からの担い手確保に繋げる取り組みを継続して行う必要がある。【8-4 定住希望者への支援による担い手確保】
- 消防団や自主防災組織の充実強化、防災士確保に対する取り組み、住民が地域防災をはじめとした地域コミュニティ活動の担い手となる環境を整備する必要がある。
- 地域活力の減退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の活力が維持されるためには、平時から地域活性化の取り組みを進める必要がある。

### ③ 広域連携

- 「宮崎県災害時受援・応援計画」に対しての理解を深め、実効性を高めるために関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える必要がある。
- 消防力維持の為、西臼杵広域行政事務組合消防本部と資機材の計画的な購入・更新に関して継続して実施する必要がある。
- 大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者や車中泊等の避難所外の被災者に対して、広域避難として周辺自治体および民間団体や災害ボランティアとの連携支援を強化する必要がある。
- 「災害廃棄物処理実施計画（西臼杵広域行政事務組合）」に基づいて、広域的な処理体制を確立し実効性を高める必要がある。

**④ 老朽化対策**

- 公共施設の老朽化対策および適正管理を「日之影町公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に実施する必要がある。
- 公営の8地区の簡易水道施設および耐用年数が迫る管路に関して更新を含めて耐震化を講じ、地元水道の飲料水供給施設に関しては地元地区での維持管理を継続して促す必要がある。
- 大規模地震における避難所の確保および余震による二次被害から町民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化、老朽化対策および機能強化をする必要がある。
- 緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施し、町が管理する橋梁に関しては、これまで同様「日之影町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える必要がある。
- 緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する必要がある。
- 避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であるため、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する必要がある。
- 山間地における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は農業生産のみならず、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する必要がある。
- 避難路や代替輸送路を確保するため、林道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を林道台帳を活用し、計画的な整備と保全対策を実施する必要がある。
- 山間地域にある用排水路は農業用のみならず、大雨時の山からの雨水を受ける役割も担っており、地域の防災や減災を高める上で非常に大きな役割を果たしている施設であることから、整備および適正な保全対策を推進していく必要がある。
- 農業集落排水施設は、大人地区の1箇所である。生活排水処理を行ううえで大きな役割を担っていることから、適時・適切な修繕と更新を実施し、施設の長寿命化を進めていくことに努める。

## 第4章 プログラムごとの推進方針

「第3章 脆弱性評価」にて設定した、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに日之影町としての国土強靱化へ推進方針を整理する。

### 目標 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1. 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や公共施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### ◆ 推進方針

南海トラフ巨大地震が発生した際、本町では最大深度 6 弱が想定され、多くの人的被害・建物倒壊が生じる可能性がある。このことから、公共施設等の建築物の耐震化および「自助」・「共助」・「協働」による地域の防災力強化を図る。

##### ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
公共施設の耐震化および適正管理	全課
「日之影町建築物耐震改修促進計画」に基づき、公共施設の計画的な耐震化を図る。耐震診断により耐震化が必要と判断された施設に関しては個別計画を策定し、それに基づく計画的な修繕および適切な維持管理を行う。	
医療施設および福祉施設の耐震化	保健センター・病院
災害発生時に自ら避難することが困難な人が多く利用する施設であることから、施設管理者のもと、耐震化による安全性の向上を図る。	
住宅・建築物の耐震化	地域振興課
「日之影町建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震性に関する意識の向上に取り組むとともに耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や支援制度の充実などに必要な施策を講ずる。	
空家活用による倒壊家屋低減	地域振興課
「日之影町空き家情報システム」により、日之影町の空き家に関する情報を公開することによって有効活用を図り、倒壊の危険性がある空家を減らす取り組みを継続する。購入およびリフォームに対する支援を行い、購入後の耐震化に関しては「日之影町建築物耐震改修促進計画」にて対応する。	
通学路の安全確保	教育委員会・建設課
「日之影町通学路交通安全対策プログラム」に基づいて通学路の安全確保に向けて着実かつ効果的に推進する。交通安全施設を含めた対策必要箇所が発生した場合は早急に対策を講じ、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に取り組む。	

施策・概要	担当課
自主防災組織等の活性化促進	総務課
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	
町民の防災意識の啓発	総務課
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	
防災士の確保	総務課
防災士を計画的に確保していくことで、自助・共助・協働による地域の防災力強化を図る。	
避難行動要支援者対策の推進	総務課・町民課・保健センター・社会福祉協議会
災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者へ対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取り組みを推進する。日之影町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。	
旅行者等への防災対策	総務課・地域振興課
観光客の安全を確保するために、避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。さらに、今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、「ひのかげフリー-Wi-Fi」等を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について町内の旅行関係事業者の意識啓発を図る。	

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
公共施設で RC 構造(延床面積 200m <sup>2</sup> 以上)の 12 施設に関する耐震化個別計画	未策定	策定(R2 年度中)
空家情報システム掲載戸数	37 件(R2)	50 件(R7)
消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)
防災士数	13 人(R2)	15 人(R7)
住宅の耐震化率	72%(R2)	84%(R7)

## 1-2. 密集市街地や公共施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

## ◆ 推進方針

地域防災力の向上に向けて、広域的な連携により消防施設における資機材の計画的な購入・更新を行うとともに、防災訓練や消防団員の確保により町民の防災意識の啓発に努める。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
消防力の充実・強化	総務課
<p>県および西臼杵郡他2町と連携し、西臼杵広域行政事務組合消防本部における消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防士の確保を推進する。消防団においては、資機材の計画的な購入更新を継続して実施し、充足率100%を目指して消防団員の確保も推進する。また、自衛隊・警察・消防（消防団）での合同訓練の実施および情報共有体制の強化により消防力の充実・強化に努める。</p>	
防火水槽および消火栓等の充実	総務課
<p>消火栓については今後も継続して整備を推進し、防火水槽に関しては国・県の補助事業を活用しての整備となる為、「辺地総合整備計画」により5年毎に設置目標を設定し、整備を進める。</p>	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
<p>大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。</p>	
【再掲】町民の防災意識の啓発	総務課
<p>大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。</p>	
【再掲】避難行動要支援者対策の推進	総務課・町民課・保健センター・社会福祉協議会
<p>災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者へ対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取り組みを推進する。日之影町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。</p>	
非常時避難道路の防災対策	建設課
<p>「日之影町地域防災計画」で指定のある町内非常時避難道路について、随時見直しおよび防災対策を実施することで災害時の避難路の確実な確保を図る。</p>	

## ◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)

1-3. 台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生

◆ 推進方針

台風・集中豪雨等の大規模水害による被害を最小限に止めるため、河川管理者による河川改修事業等のハード対策、および洪水ハザードマップの周知などのソフト対策を、一体的・計画的に推進する。また、一人暮らし高齢者等の逃げ遅れを防ぐため、「ふれ愛ネットワーク」を核に地域の助け合い・支え合い活動の推進を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
河川改修事業の推進と維持管理	宮崎県・建設課
頻発する水害に対する防災・減災対策として、治水事業を活用し、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。また、災害を未然に防止し、被害を最小限とするため、既存の河川・ダム管理施設を適切に維持管理するとともに、老朽化対策を進める。	
【再掲】非常時避難道路の防災対策	建設課
「日之影町地域防災計画」で指定のある町内非常時避難道路について、随時見直しおよび防災対策を実施することで災害時の避難路の確実な確保を図る。	
水防活動の定期的な実施	総務課
「日之影町地域防災計画」に記載のある、水防計画の重要水防箇所を重点的に、平常時の堤防の巡視、水防倉庫・通信の点検、訓練を実施する。洪水時には巡視・警戒、水防工法の実施、陸閘・樋門等の開閉等を迅速に行い、被災を最小限に留める。	
水防災意識社会の再構築	総務課
気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する。氾濫が発生することを前提に社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。	
洪水ハザードマップの更新・周知	総務課・建設課
洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを推進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、各地区や関係機関と連携した啓発を推進する。	
避難情報の的確な発令	総務課
風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)」に基づき明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	
緊急時高齢者見守りサービスの強化	町民課・社会福祉協議会
災害時緊急事態における一人暮らし高齢者に対し、ニーズに応じて動態センサー等の新しい緊急通報システムの導入を推進する。動態センサー等の必要性を検証する一方で、日々発展するICT関連の情報収集および活用も視野に入れ効率化を図る。	

施策・概要	担当課
地域見守りふれ愛ネットワークの連携強化	町民課・社会福祉協議会
<p>災害時の認知症対応を視野に平時より高齢者の見守り体制づくりを進める。社会福祉協議会の「ふれ愛ネットワーク」を核に認知症対策の一環で高齢者の見守り支援ネットワーク会議を実施し、民間企業、関係者団体等と連携した助け合い・支え合い活動の推進を図る。</p>	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
<p>大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。</p>	
【再掲】町民の防災意識の啓発	総務課
<p>大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。</p>	
【再掲】避難行動要支援者対策の推進	総務課・町民課・保健センター・社会福祉協議会
<p>災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者へ対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取り組みを推進する。日之影町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。</p>	

#### ◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)
洪水ハザードマップの更新	-	更新(R2)

1-4. 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

◆ 推進方針

土砂災害によって道路や施設等の社会資本や、人的被害、本町の基幹産業である農林業にも多大な被害を及ぼす可能性がある為、砂防・治山施設の整備と維持管理を推進する。

また、県による土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた土砂災害ハザードマップを更新し、防災訓練等を通じた周知活動により、町民の防災意識の高揚に努める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
砂防施設の整備計画の推進・維持管理	宮崎県・建設課
既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能および性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。	
治山施設整備の推進と維持管理	宮崎県・農林振興課
山地災害から住民の生命・財産を守ると共に、森林が持つ水源の涵養機能を高めるため、山腹崩壊地や崩壊や荒廃が危ぶまれる区域に対して、県と連携し、治山ダム工や植栽工などの復旧・予防治山事業を行うとともに、山地災害危険地区の周知等のソフト対策を推進する。	
土砂災害危険箇所対策	宮崎県・建設課
土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。町内の土砂災害危険箇所への対策整備率を高め、ハード対策に併せソフト対策を推進する。	
土砂災害危険箇所の周知	総務課・建設課
県と連携し、危険箇所の基礎調査結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。町民の円滑な避難のため、「土砂災害ハザードマップ」を早期に更新し、ハザードマップを活用した避難訓練を実施する。	
山地災害危険地区の周知	総務課・農林振興課
町民の防災や減災意識を高めるため、山地災害危険地区の災害のおそれがある森林については、県と連携し、山地災害危険地区を町民に分かりやすく公表するとともに、山地災害キャンペーン等により周知を図る。	
【再掲】非常時避難道路の防災対策	建設課
「日之影町地域防災計画」で指定のある町内非常時避難道路について、随時見直しおよび防災対策を実施することで災害時の避難路の確実な確保を図る。	
【再掲】避難情報の的確な発令	総務課
風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)」に基づき明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	



施策・概要	担当課
【再掲】緊急時高齢者見守りサービスの強化	町民課・社会福祉協議会
災害時緊急事態における一人暮らし高齢者に対し、ニーズに応じて動態センサー等の新しい緊急通報システムの導入を推進する。動態センサー等の必要性を検証する一方で、日々発展するICT関連の情報収集および活用も視野に入れ効率化を図る。	
【再掲】地域見守りふれ愛ネットワークの連携強化	町民課・社会福祉協議会
災害時の認知症対応を視野に平時より高齢者の見守り体制づくりを進める。社会福祉協議会の「ふれ愛ネットワーク」を核に認知症対策の一環で高齢者の見守り支援ネットワーク会議を実施し、民間企業、関係者団体等と連携した助け合い・支え合い活動の推進を図る。	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	
【再掲】町民の防災意識の啓発	総務課
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	
【再掲】避難行動要支援者対策の推進	総務課・町民課・保健センター・社会福祉協議会
災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者へ対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士との連携した取り組みを推進する。日之影町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。	

## ◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)
土砂災害ハザードマップの更新	-	更新(R2)
土砂災害警戒区域設定率	67%(R2)	100%(R7)

## 1-5. 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

## ◆ 推進方針

避難情報および災害状況を円滑に確実に伝えて被害を最小限にするため、情報伝達体制の強化に努める。また、避難情報の明確な発令判断基準の整備や、防災教育・防災訓練の実施により確実な避難の実施を図る。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	総務課・地域振興課
<p>県と連携し、避難に関する情報を時間、地域によらず町民や観光客等に確実に伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等、情報提供手段の多様化を推進する。また、防災情報発信(メール配信)サービスへの登録など、町民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。</p>	
学校での防災・減災教育	教育委員会
<p>子供たち一人ひとりが災害時における危険を認識し、日常的な備えや状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようになるような防災教育を実践する。</p>	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
<p>大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。</p>	
【再掲】町民の防災意識の啓発	総務課
<p>大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。</p>	
【再掲】洪水ハザードマップの更新・周知	総務課・建設課
<p>洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを推進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、各地区や関係機関と連携した啓発を推進する。</p>	
【再掲】土砂災害危険箇所の周知	総務課・建設課
<p>県と連携し、危険箇所の基礎調査結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。町民の円滑な避難のため、「土砂災害ハザードマップ」を早期に更新し、ハザードマップを活用した避難訓練を実施する。</p>	
【再掲】山地災害危険地区の周知	総務課・農林振興課
<p>町民の防災や減災意識を高めるため、山地災害危険地区の災害のおそれがある森林については、県と連携し、山地災害危険地区を町民に分かりやすく公表するとともに、山地災害キャンペーン等により周知を図る。</p>	

施策・概要	担当課
【再掲】避難情報の的確な発令	総務課
風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)」に基づき明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	
【再掲】緊急時高齢者見守りサービスの強化	町民課・社会福祉協議会
災害時緊急事態における一人暮らし高齢者に対し、ニーズに応じて動態センサー等の新しい緊急通報システムの導入を推進する。動態センサー等の必要性を検証する一方で、日々発展するICT関連の情報収集および活用も視野に入れ効率化を図る。	
【再掲】地域見守りふれ愛ネットワークの連携強化	町民課・社会福祉協議会
災害時の認知症対応を視野に平時より高齢者の見守り体制づくりを進める。社会福祉協議会の「ふれ愛ネットワーク」を核に認知症対策の一環で高齢者の見守り支援ネットワーク会議を実施し、民間企業、関係者団体等と連携した助け合い・支え合い活動の推進を図る。	
【再掲】旅行者等への防災対策	総務課・地域振興課
観光客の安全を確保するために、避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。さらに、今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、「ひのかげフリーWi-Fi」等を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について町内の旅行関係事業者の意識啓発を図る。	
【再掲】避難行動要支援者対策の推進	総務課・町民課・保健センター・社会福祉協議会
災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者へ対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取り組みを推進する。日之影町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。	

## ◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
防災無線のデジタル化	-	運用開始(R3)
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)
【再掲】洪水ハザードマップの更新	-	更新(R2)
【再掲】土砂災害ハザードマップの更新	-	更新(R2)
【再掲】土砂災害警戒区域設定率	67%(R2)	100%(R7)

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1. 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

◆ 推進方針

食料・飲料水等の物資供給停止備えて、「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、必要とされる備蓄に対して計画的な購入・更新を推進し、広域的な受援・応援が円滑に行われるよう平時より職員の理解を深める。また、各家庭や事業所等においても生活必需品の備蓄を推進する。

早期に供給再開となるよう、ハード対策も併せて推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
災害時受援・応援の迅速な対応強化	総務課
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的に開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	
食料・飲料水の備蓄体制の構築	総務課・保健センター・病院
備蓄量等を定めた「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、計画的な購入・更新を推進する。大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する。	
医療品等の備蓄体制の構築	保健センター・病院
災害発生時に医療活動の継続が図られるよう、医薬品の備蓄をはじめ、乳幼児の液体ミルク等も随時購入・更新する。その他の医療に関する備蓄に関しても、民間企業との災害協定を締結し整備を推進する。	
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	国・宮崎県・建設課
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、日之影町で緊急輸送道路(広域移動ルート)に指定されている国道 218 号(県管理区間)および九州中央自動車道高千穂日之影道路に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。なお、国道 218 号に架かる特殊橋の耐震化を推進する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。	
災害時の活動拠点の整備	総務課・地域振興課
「道の駅青雲橋」は災害時の活動拠点としての活用が期待できることから、国や県と連携し、広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能や、物資集積拠点機能、避難者受入機能など、防災機能の充実を図る。	
ヘリポートの整備	総務課
「日之影町地域防災計画」で指定されたヘリコプター発着可能地点 9 箇所が、一般基準による着陸可能となる条件を満たすよう整備を検討する。	

施策・概要	担当課
上水道施設等の耐震化	建設課
大規模災害に備え、安定した飲料水の供給を継続するために、施設の更新を行い、特に管路については耐震性の高い管種等での整備や更新を推進する。地元水道の飲料水供給施設に関しては地元地区での維持管理を継続して促す。	
【再掲】町民の防災意識の啓発	総務課
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	

#### ◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
橋梁（特殊橋）耐震化	1 橋(R2)	3 橋(R7)
橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
防災対策件数	—	3 件(R7)
ヘリコプター発着可能地点	9 箇所(R2)	10 箇所(R7)

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

◆ 推進方針

大規模災害により多数の通行不能区間が生じる可能性に備え、代替輸送路の確保と、事前の道路整備等のハード対策に加え、地域や各家庭での備蓄体制の強化、および地域防災力の強化に努める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	総務課・地域振興課
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	
避難施設における通信設備の確保	総務課
通信事業社の協定等により、指定避難所における災害用通信設備(災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi)の整備を推進する。	
【再掲】災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	総務課・地域振興課
県と連携し、避難に関する情報を時間・地域によらず町民や観光客等に確実に伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等、情報提供手段の多様化を推進する。また、防災情報発信(メール配信)サービスへの登録など、町民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	
【再掲】町民の防災意識の啓発	総務課
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	
【再掲】消防力の充実・強化	総務課
県および西臼杵郡他2町と連携し、西臼杵広域行政事務組合消防本部における消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防士の確保を推進する。消防団においては、資機材の計画的な購入更新を継続して実施し、充足率100%を目指して消防団員の確保も推進する。また、自衛隊・警察・消防(消防団)での合同訓練の実施および情報共有体制の強化により消防力の充実・強化に努める。	

施策・概要	担当課
<b>【再掲】食料・飲料水の備蓄体制の構築</b> 備蓄量等を定めた「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、計画的な購入・更新を推進する。大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する。	総務課・保健センター・病院
<b>橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進</b> 緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「日之影町橋梁長寿命化修繕計画」「日之影町トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	宮崎県・建設課・農林振興課
<b>高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策</b> 緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期事業化および早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	国・宮崎県・建設課
<b>町道の整備と保全対策</b> 避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	建設課
<b>農道の整備と保全対策</b> 山間地における避難路や代替輸送路を確保する為、農道は農業生産のみならず、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	建設課
<b>林道の整備と保全対策</b> 山間地における林道や作業道を効率的に機能させ、林業生産活動や生活利便性を高めると共に避難路・輸送路の代替路としても通行の安全を確保する必要があるため、交通ネットワークとして機能できるよう整備・保全する。林道台帳を活用し、計画的な整備と保全対策を実施する。	農林振興課
<b>【再掲】ヘリポートの整備</b> 「日之影町地域防災計画」で指定されたヘリコプター発着可能地点9箇所が、一般基準による着陸可能となる条件を満たすよう整備を検討する。	総務課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
【再掲】防災対策件数	—	3件(R7)
【再掲】防災無線のデジタル化	-	運用開始(R3)
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)

2-3. 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◆ 推進方針

救助・救急活動の絶対的不足に備え、県および西臼杵郡他2町と広域的な連携を強化するとともに、自主防災組織による防災訓練等で地域防災力の向上を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
災害時の医療体制整備	保健センター・病院
県と連携し、DMAT 受入体制の整備強化および災害発生時に EMIS の円滑な活用が行われるよう入力訓練を継続して実施する。	
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	総務課
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	
【再掲】消防力の充実・強化	総務課
県および西臼杵郡他2町と連携し、西臼杵広域行政事務組合消防本部における消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防士の確保を推進する。消防団においては、資機材の計画的な購入更新を継続して実施し、充足率 100%を目指して消防団員の確保も推進する。また、自衛隊・警察・消防（消防団）での合同訓練の実施および情報共有体制の強化により消防力の充実・強化に努める。	
【再掲】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	国・宮崎県・建設課
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、日之影町で緊急輸送道路（広域移動ルート）に指定されている国道 218 号（県管理区間）および九州中央自動車道高千穂日之影道路に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。なお、国道 218 号に架かる特殊橋の耐震化を推進する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。	

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】橋梁（特殊橋）耐震化	1 橋(R2)	3 橋(R7)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
【再掲】防災対策件数	—	3 件(R7)
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)



## 2-4. 観光客を含む帰宅困難者の発生

## ◆ 推進方針

大規模災害時に観光客を含む帰宅困難者が発生した場合に備え、職員の訓練等参加により受援・応援の実効性を高め、避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	総務課
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的に開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	
【再掲】食料・飲料水の備蓄体制の構築	総務課・保健センター・病院
備蓄量等を定めた「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、計画的な購入・更新を推進する。大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われぬ可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する。	
【再掲】旅行者等への防災対策	総務課・地域振興課
観光客の安全を確保するために、避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。さらに、今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、「ひのかけフリー-Wi-Fi」等を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について町内の旅行関係事業者の意識啓発を図る。	

2-5. 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

◆ 推進方針

災害発生初動期における医療機能の損失を可能な限り少なくし、継続的に医療活動を行うための医療 BCP の早期策定や、医療・福祉施設の耐震化、および支援ルートの途絶を未然に防ぐ道路整備を推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
医療 BCP の策定	病院
災害発生初動期における医療機能の損失を可能な限り少なくし、継続的に医療活動を行うため、病院における BCP 策定を推進する。	
医療および福祉施設における非常用電源設備の整備・維持管理	保健センター・病院
国民健康保険病院については、電力遮断時に機能維持を図るための非常用電源は整備済である。整備済の施設に関しては適切な維持管理を継続し、今後は福祉避難所となる施設を優先的に整備を推進する。	
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	総務課
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的に開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	
【再掲】災害時の医療体制整備	保健センター・病院
県と連携し、DMAT 受入体制の整備強化および災害発生時に EMIS の円滑な活用が行われるよう入力訓練を継続して実施する。	
【再掲】医療品等の備蓄体制の構築	保健センター・病院
災害発生時に医療活動の継続が図られるよう、医薬品の備蓄をはじめ、乳幼児の液体ミルク等も随時購入・更新する。その他の医療に関する備蓄に関しても、民間企業との災害協定を締結し整備を推進する。	
【再掲】医療施設および福祉施設の耐震化	保健センター・病院
災害発生時に自ら避難することが困難な人が多く利用する施設であることから、施設管理者のもと、耐震化による安全性の向上を図る。	
沿道建築物の耐震化	地域振興課
災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付け、沿道建築物の耐震化を促進する。	

施策・概要	担当課
【再掲】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	国・宮崎県・建設課
<p>災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、日之影町で緊急輸送道路(広域移動ルート)に指定されている国道218号(県管理区間)および九州中央自動車道高千穂日之影道路に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。なお、国道218号に架かる特殊橋の耐震化を推進する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。</p>	
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	宮崎県・建設課・農林振興課
<p>緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「日之影町橋梁長寿命化修繕計画」「日之影町トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。</p>	
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	国・宮崎県・建設課
<p>緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期事業化および早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。</p>	
【再掲】町道の整備と保全対策	建設課
<p>避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。</p>	
【再掲】ヘリポートの整備	総務課
<p>「日之影町地域防災計画」で指定されたヘリコプター発着可能地点9箇所が、一般基準による着陸可能となる条件を満たすよう整備を検討する。</p>	

#### ◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】橋梁 (特殊橋) 耐震化	1 橋(R2)	3 橋(R7)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
【再掲】防災対策件数	—	3 件(R7)
医療 BCP の策定	未策定	策定(R7)

## 2-6. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

## ◆ 推進方針

災害廃棄物や避難所から排出されるごみの放置、浄化槽の被災による汚水の未処理やトイレが使用不可となることで、環境衛生面が悪化し、疫病・感染症が発生する恐れがある。広域的な連携による災害廃棄物の処理体制の構築や、浄化槽の適正な維持管理を促すことにより、疫病・感染症の大規模発生を防ぐ。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
被災地における感染症予防・衛生対策	保健センター・病院
被災地および避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し、感染症の発生を防止する。消毒や害虫駆除においては、迅速的確に実施できるように県との連携を強化する。	
災害廃棄物処理の体制整備	町民課
策定されている広域的な「災害廃棄物処理実施計画（西臼杵広域行政事務組合）」に基づいて、処理体制を構築し、実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。（予定地については町の災害廃棄物処理計画で指定済）	
避難所における簡易トイレ等の備蓄	総務課・保健センター・病院
避難所における生活環境改善として簡易トイレを備蓄する。現在、備蓄倉庫に簡易トイレの備蓄はあるが、十分な量とは言えない為、「宮崎県備蓄基本指針」に基づいた数量の整備を目指す。	
浄化槽の強靱化対策	町民課
国、県による浄化槽の補助制度を活用し、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。合併処理浄化槽設置に関しては広域的な連携で推進し、設置後は所有者による維持管理となるため、適正な維持管理の徹底を促す。	

## 2-7. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

## ◆ 推進方針

避難所生活者および自宅避難者や車中泊等の避難所外の被災者について、健康悪化や災害関連死の抑制を図るため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の整備・維持管理を推進する。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
避難所の耐震化・機能強化	総務課・地域振興課・町民課・教育委員会・保健センター
大規模地震における避難所の確保および余震による二次被害から町民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策および機能強化を促進する。	
避難所における生活環境の改善	総務課・保健センター
日之影町地域防災計画にある「日之影町避難所運営マニュアル」を基に、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、住民の連携した取り組みを促進する。また、避難者や帰宅困難者の発生に備え、周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進める。	
避難所外避難者対策	総務課
大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を推進する。また、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める。	
広域避難対策	総務課
大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県と連携して市町村間での避難者受入に係る連携の取り組みを推進し、枠組みを含め沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める。また防災訓練を通じて広域的な避難訓練を実施することにより市町村間の連携を図る。	
避難者の健康対策	町民課・保健センター
避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者・車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、県・民間団体・ボランティア等との連携による被災者の把握方法および支援方法について検討を進める。	
福祉避難所の整備・維持管理	町民課・保健センター・社会福祉協議会
一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の整備・維持管理を推進する。現在福祉避難所としている天神荘・保健センターに加えて、民間企業である株式会社サンルームおよび養護老人ホーム八戸清流園との災害時協定を締結する。また、災害発生時も福祉機能を維持できるように社会福祉施設 BCP を策定する。	

施策・概要	担当課
【再掲】避難施設における通信設備の確保	総務課
通信事業社の協定等により、指定避難所における災害用通信設備(災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi)の整備を推進する。	
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	総務課
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的に開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	
【再掲】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	総務課・地域振興課
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
社会福祉施設 BCP の策定	未策定(R2)	策定(R7)
社会福祉における民間企業との災害時協定	未締結(R2)	締結(R7)
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)

### 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1. 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ◆ 推進方針

大規模災害時の職員の被災等により、災害対応に必要な人員が確保できない恐れがあるため、日之影町 BCP の毎年度の見直し、および受援の受入体制を整備することで、行政機能の維持・早期再開を図る。

##### ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
日之影町 BCP の運用・見直し	総務課
日之影町 BCP（平成 29 年 3 月策定）について、毎年度適切な維持管理や訓練の実施、内容の見直しを行い、災害発生時の初動期における行政機能の維持を図る。	
職員の危機管理体制強化	総務課
平時より災害時に備えた実践的な訓練を定期的実施することで、行政の危機管理体制を強化させる。	
業務システムおよび業務データのクラウド化	地域振興課
町民の個人情報に関してはクラウドによるバックアップを実施しているが、その他の業務データおよびシステムは完全なクラウド化とはなっていない為、今後一括したクラウド管理移行を目指す。	
庁舎の防災・減災機能の維持向上	総務課・地域振興課
庁舎は、大規模災害の発生時に災害対策本部として救助や復旧に向けた指揮、情報の収集・伝達等、防災活動の中核となることから、防災・災害復旧拠点としての機能を維持する。また、災害対応に従事する職員の食料備蓄に関しても計画的な購入・更新を行う。	
【再掲】公共施設の耐震化および適正管理	全課
「日之影町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の計画的な耐震化を図る。耐震診断により耐震化が必要と判断された施設に関しては個別計画を策定し、それに基づく計画的な修繕および適切な維持管理を行う。	
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	総務課
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	
ボランティア組織の育成	町民課・社会福祉協議会
社会福祉活動の担い手となる人材を発掘し、地域の特性等を理解したリーダーシップを取れる人材養成、それを支えるサポーターづくりを進めていくことで災害時の迅速な支援に繋げる。	

施策・概要	担当課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
<p>大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。</p>	

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】公共施設で RC 構造(延床面積 200m <sup>2</sup> 以上)の 12 施設に関する耐震化個別計画	未策定	策定(R2 年度中)
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)



## 目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1. 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### ◆ 推進方針

電力は生活にならなくてはならないものであり、災害時にはより重要度が高まる。そのため、電力事業者との連携のもと、停電等により情報伝達が滞る状況を早期に解消できるよう、協定締結や平時の訓練等により電力供給体制を強化する。

#### ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
電力供給遮断時の電力確保	総務課
九州電力送配電株式会社延岡配電事業所と協定締結されている「災害復旧に関する覚書」について、災害発生時の連絡体制および応急復旧対策等について平時より連携強化を図る。	
電力事業者における災害対策	総務課
九州電力および旭化成(星山ダム)に対して災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を強化する。	
防災拠点における無線 LAN 環境整備	地域振興課
庁舎等の防災拠点において災害発生時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線 LAN の整備を検討する。公共施設においては段階的に「ひのかげフリーWi-Fi」を整備中であるが、避難所等の必要性が高いと考えられる施設において更なる整備を推進する。	
情報インフラの確保対策	地域振興課
国、県、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Lアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取り組みを推進する。町内全域を結ぶ光ケーブル網である「ひのかげケーブルネットワーク」により、町内における情報通信機能を維持する。	
【再掲】災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	総務課・地域振興課
県と連携し、避難に関する情報を時間、地域によらず町民や観光客等に確実に伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等、情報提供手段の多様化を推進する。また、防災情報発信(メール配信)サービスへの登録など、町民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。	

#### ◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】防災無線のデジタル化	-	運用開始(R3)

4-2. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

◆ 推進方針

大規模災害時に電気・情報通信拠点の被災により、情報サービスが機能不全となり、必要な災害情報および避難情報が収集・伝達できない恐れがあるため、情報伝達手段の多様化と、地域による一人暮らし高齢者等の見守り体制づくりを進める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】避難情報の的確な発令	総務課
風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)」に基づき明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	
【再掲】災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	総務課・地域振興課
県と連携し、避難に関する情報を時間、地域によらず町民や観光客等に確実に伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等、情報提供手段の多様化を推進する。また、防災情報発信(メール配信)サービスへの登録など、町民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。	
【再掲】緊急時高齢者見守りサービスの強化	町民課・社会福祉協議会
災害時緊急事態における一人暮らし高齢者に対し、ニーズに応じて動態センサー等の新しい緊急通報システムの導入を推進する。動態センサー等の必要性を検証する一方で、日々発展するICT関連の情報収集および活用も視野に入れ効率化を図る。	
【再掲】地域見守りふれ愛ネットワークの連携強化	町民課・社会福祉協議会
災害時の認知症対応を視野に平時より高齢者の見守り体制づくりを進める。社会福祉協議会の「ふれ愛ネットワーク」を核に認知症対策の一環で高齢者の見守り支援ネットワーク会議を実施し、民間企業、関係者団体等と連携した助け合い・支え合い活動の推進を図る。	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】防災無線のデジタル化	-	運用開始(R3)
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1. サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による町内経済の停滞

#### ◆ 推進方針

県や金融機関と連携し、被災中小企業に対し金融制度の周知に努める。また、橋梁・トンネルの的確な維持管理や道路整備によりサプライチェーンの寸断を未然に防ぐ。

#### ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
被災中小企業等の再建支援	地域振興課
県や金融機関と連携し、被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定する。	
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	宮崎県・建設課・農林振興課
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「日之影町橋梁長寿命化修繕計画」「日之影町トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	国・宮崎県・建設課
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期事業化および早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	

#### ◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
【再掲】防災対策件数	—	3件(R7)

5-2. 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止

◆ 推進方針

社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給源の多様化のため、家庭や事業者への再生可能エネルギーの導入も促進し、電力供給体制の強化に努める。

また、エネルギーの供給に必要な緊急輸送道路を含む交通インフラの整備と保全対策も推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
再生可能エネルギーの導入促進	地域振興課
エネルギー供給源の多様化のため、庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進し、家庭や事業者への導入も促進する。	
燃料供給施設の保全対策	総務課
軽油等の燃料を貯蔵する施設に対して、西臼杵広域消防本部と連携して点検・注意躍起を行うことで、災害時の非常用電源に必要となる燃料が不足することがないよう、平時より保全対策に努める。	
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	宮崎県・建設課・農林振興課
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「日之影町橋梁長寿命化修繕計画」「日之影町トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	国・宮崎県・建設課
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期事業化および早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	
【再掲】上水道施設等の耐震化	建設課
大規模災害に備え、安定した飲料水の供給を継続するために、施設の更新を行い、特に管路については耐震性の高い管種等での整備や更新を推進する。地元水道の飲料水供給施設に関しては地元地区での維持管理を継続して促す。	

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
【再掲】防災対策件数	—	3件(R7)

## 5-3. 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

## ◆ 推進方針

橋梁の損傷や沿道建築物の倒壊による通行障害により基幹的交通ネットワークが分断されることを未然に防ぐため、橋梁・トンネルの効率的かつ効果的な維持管理を継続的な実施や、緊急輸送道路を含む国道・県道の機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	宮崎県・建設課・農林振興課
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「日之影町橋梁長寿命化修繕計画」「日之影町トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	国・宮崎県・建設課
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期事業化および早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	
【再掲】沿道建築物の耐震化	地域振興課
災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付け、沿道建築物の耐震化を促進する。	

## ◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
【再掲】防災対策件数	—	3件(R7)

## 5-4. 農業施設の機能停止による食糧等の安定供給の停滞

## ◆ 推進方針

農業施設の機能停止による食糧等の安定供給の停滞を防ぐため、農地農業用施設の整備による保全対策や、農地・圃場の整備による農地保全に努め、災害後も安定的な営農活動が継続されるよう努める。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
農地農業用施設の整備と保全対策	建設課・農林振興課
山間地域にある用排水路は農業用のみならず、大雨時の山からの雨水を受ける役割も担っており、地域の防災や減災を高める上で非常に大きな役割を果たしている施設である事から、整備および適正な保全対策を推進していく。	
農地・圃場の整備	建設課・農林振興課
農林業の高齢化、担い手不足により遊休農地が増加していることから、各種制度事業を活用し集落全体で農地を維持管理するとともに、意欲のある農家に農地を集約、貸与し農地保全に努める。	
農業生産基盤の整備	農林振興課
国庫補助金等制度事業を活用して新增設・改築する施設については、地震や風雪害に対して、それぞれの設置基準に基づいた施設整備を行う。また、既存施設については増強するよう働きかける。	

## 目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1. 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止

#### ◆ 推進方針

電力供給ネットワークの長期間にわたる機能停止となる事態に備え、エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進し、家庭や事業者への導入も促進する。

電力は災害時にはより重要度が高まるため、電力事業者との連携のもと、早期に解消できるよう、協定締結や平時の訓練等により電力供給体制を強化する。

また、軽油等の燃料の供給が維持できるよう、平時からの燃料供給施設の保全対策を推進する。

#### ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】再生可能エネルギーの導入促進	地域振興課
エネルギー供給源の多様化のため、庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進し、家庭や事業者への導入も促進する。	
【再掲】燃料供給施設の保全対策	総務課
軽油等の燃料を貯蔵する施設に対して、西臼杵広域消防本部と連携して点検・注意躍起を行うことで、災害時の非常用電源に必要な燃料が不足することがないように、平時より保全対策に努める。	
【再掲】電力供給遮断時の電力確保	総務課
九州電力送配電株式会社延岡配電事業所と協定締結されている「災害復旧に関する覚書」について、災害発生時の連絡体制および応急復旧対策等について平時より連携強化を図る。	
【再掲】電力事業者における災害対策	総務課
九州電力および旭化成(星山ダム)に対して災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を強化する。	
【再掲】医療および福祉施設における非常用電源設備の整備・維持管理	保健センター・病院
国民健康保険病院については、電力遮断時に機能維持を図るための非常用電源は整備済である。整備済の施設に関しては適切な維持管理を継続し、今後は福祉避難所となる施設を優先的に整備を推進する。	

6-2. 上水道の長期間にわたる供給停止

◆ 推進方針

ライフラインである上水道施設が長期間にわたり供給停止となる恐れがあるため、災害時においても必要な給水の確保に向け、上水道施設の耐震化を推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】上水道施設等の耐震化	建設課
<p>大規模災害に備え、安定した飲料水の供給を継続するために、施設の更新を行い、特に管路については耐震性の高い管種等での整備や更新を推進する。地元水道の飲料水供給施設に関しては地元地区での維持管理を継続して促す。</p>	



## 6-3. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

## ◆ 推進方針

集落排水施設や浄化槽等の被災により、汚水の未処理やトイレの使用ができなくなるなど、環境衛生に重大な影響を生じる可能性があるため、平時より集落排水施設の機能保全や、浄化槽の適正な維持管理を促す。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
集落排水施設の機能保全	建設課
<p>農業集落排水施設は、大人地区における生活排水処理を行ううえで大きな役割を担っていることから、適時・適切な修繕と更新を実施し、施設の長寿命化を進めていくことに努める。維持管理に関しては、これまで同様外部委託により実施し、防災対策として修繕が必要となった場合は早急に復旧する。</p>	
【再掲】浄化槽の強靱化対策	町民課
<p>国、県による浄化槽の補助制度を活用し、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。合併処理浄化槽設置に関しては広域的な連携で推進し、設置後は所有者による維持管理となるため、適正な維持管理の徹底を促す。</p>	
【再掲】避難所における簡易トイレ等の備蓄	総務課・保健センター・病院
<p>避難所における生活環境改善として簡易トイレを備蓄する。現在、備蓄倉庫に簡易トイレの備蓄はあるが、十分な量とは言えない為、「宮崎県備蓄基本指針」に基づいた数量の整備を目指す。</p>	

6-4. 地域交通ネットワークが分断する事態

◆ 推進方針

地域交通ネットワークが分断されることを未然に防ぐため、橋梁・トンネルの効率的かつ効果的な維持管理の実施、緊急輸送道路を含む国道・県道や、町道・農道・林道の機能維持と代替輸送道路の確保を目的とした計画的な整備と保全対策を推進する。また、現在運用されている公共交通機関が災害時の重要な移動手段として活用できるよう、機能維持に努める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
公共交通の機能維持	地域振興課
現在公共交通機関として運用されている、宮崎交通・すまいるバスが災害時の重要な移動手段として活用できるよう、機能維持に努める。また、すまいるバスに関しては、利用者の要求に対応したデマンド型の路線拡充も含め検討を進める。	
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	宮崎県・建設課・農林振興課
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「日之影町橋梁長寿命化修繕計画」「日之影町トンネル長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	国・宮崎県・建設課
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期事業化および早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	
【再掲】町道の整備と保全対策	建設課
避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	
【再掲】農道の整備と保全対策	建設課
山間地における避難路や代替輸送路を確保する為、農道は農業生産のみならず、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	
【再掲】林道の整備と保全対策	農林振興課
山間地における林道や作業道を効率的に機能させ、林業生産活動や生活利便性を高めると共に避難路・輸送路の代替路としても通行の安全を確保する必要があるため、交通ネットワークとして機能できるよう整備・保全する。林道台帳を活用し、計画的な整備と保全対策を実施する。	
【再掲】沿道建築物の耐震化	地域振興課
災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付け、沿道建築物の耐震化を促進する。	

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
【再掲】防災対策件数	—	3件(R7)

## 目標 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1. 地震に伴う市街地の大規模火災の発生

#### ◆ 推進方針

大規模災害に伴う火災の初期消火で必要となる防火水槽や消火栓等の充実に向け、設置目標を設定して整備を進める。

また、救助・救急活動の絶対的不足に備え、県および西臼杵郡他2町と広域的な連携を強化するとともに、自主防災組織による防災訓練等で地域防災力の向上を図る。

#### ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】防火水槽および消火栓等の充実	総務課
消火栓については今後も継続して整備を推進し、防火水槽に関しては国・県の補助事業を活用しての整備となる為、「辺地総合整備計画」により5年毎に設置目標を設定し、整備を進める。	
【再掲】消防力の充実・強化	総務課
県および西臼杵郡他2町と連携し、西臼杵広域行政事務組合消防本部における消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防士の確保を推進する。消防団においては、資機材の計画的な購入更新を継続して実施し、充足率100%を目指して消防団員の確保も推進する。また、自衛隊・警察・消防（消防団）での合同訓練の実施および情報共有体制の強化により消防力の充実・強化に努める。	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	
【再掲】町民の防災意識の啓発	総務課
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	

#### ◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)

7-2. 沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺

◆ 推進方針

沿道建築物の耐震化により、平時より建物倒壊による道路閉塞に対して備え、災害発生時に閉塞が起きた場合には、その区間に対して迅速な道路啓開が行えるよう、関係機関との連携を強化し、啓開体制の構築を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】沿道建築物の耐震化	地域振興課
災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付け、沿道建築物の耐震化を促進する。	
【再掲】空家活用による倒壊家屋低減	地域振興課
「日之影町空き家情報システム」により、日之影町の空き家に関する情報を公開することによって有効活用を図り、倒壊の危険性がある空家を減らす取り組みを継続する。購入およびリフォームに対する支援を行い、購入後の耐震化に関しては「日之影町建築物耐震改修促進計画」にて対応する。	
迂回路の早期啓開体制整備	建設課
災害時閉塞された区間に対しての迂回路は把握しているが、その区間に対して迅速な道路啓開が行えるよう、民間企業（建設業）等の関係機関との連携を強化し、啓開体制の構築を図る。	

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】空家情報システム掲載戸数	37件(R2)	50件(R7)

## 7-3. ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

## ◆ 推進方針

県と連携して砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等の整備と維持管理を推進し、地震や集中豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】砂防施設の整備計画の推進・維持管理	宮崎県・建設課
既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能および性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。	
【再掲】土砂災害危険箇所対策	宮崎県・建設課
土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。町内の土砂災害危険箇所への対策整備率を高め、ハード対策に併せソフト対策を推進する。	
【再掲】治山施設整備の推進と維持管理	宮崎県・農林振興課
山地災害から住民の生命・財産を守ると共に、森林が持つ水源の涵養機能を高めるため、山腹崩壊地や崩壊や荒廃が危ぶまれる区域に対して、県と連携し、治山ダム工や植栽工などの復旧・予防治山事業を行うとともに、山地災害危険地区の周知等のソフト対策を推進する。	
【再掲】山地災害危険地区の周知	総務課・農林振興課
町民の防災や減災意識を高めるため、山地災害危険地区の災害のおそれがある森林については、県と連携し、山地災害危険地区を町民に分かりやすく公表するとともに、山地災害キャンペーン等により周知を図る。	

7-4. 有害物質の大規模拡散・流出

◆ 推進方針

災害発生時に、有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、国・県・西臼杵広域行政事務組合消防本部等との連携し、事故発生を想定したマニュアルの作成・見直しや、危険物取扱い事業者への指導等を強化する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
有害物質拡散・流出の防止対策	総務課・町民課
有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの作成・見直し等を行い、国・県等の関係機関との連携を推進する。必要な資機材の整備についても西臼杵広域消防本部と連携し、購入計画を含め対応を図る。	
危険物施設等の安全確保	総務課
「日之影町地域防災計画」にある危険物施設および危険物取扱い事業者への指導を西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して取り組む。	

## 7-5. 農地・森林等の被害による国土の荒廃

## ◆ 推進方針

高齢化・過疎化による就農者の減少や鳥獣被害により耕作放棄地が多くなっている。このため、災害により更なる就農者減少に繋がらないよう、農地農業用施設の整備による保全対策や、農地・圃場の整備による農地保全に加え、新規就農へのサポート制度を継続し、災害後も安定的な営農活動が継続されるよう努める。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
森林の整備と保全対策	農林振興課
森林の多面的機能を発揮させるとともに、優良材生産による林家の所得向上を図るため、造林、下刈り、間伐、防護柵設置など木材生産に係る一連の施策推進を図る。	
鳥獣被害防止対策の推進	農林振興課
鳥獣被害による山林および農地の荒廃を防ぐため「日之影町鳥獣被害防止計画」に基づいた取り組みを継続する。	
【再掲】林道の整備と保全対策	農林振興課
山間地における林道や作業道を効率的に機能させ、林業生産活動や生活利便性を高めると共に避難路・輸送路の代替路としても通行の安全を確保するため、交通ネットワークとして機能できるよう整備・保全する。林道台帳を活用し、計画的な整備と保全対策を実施する。	
【再掲】農地農業用施設の整備と保全対策	建設課・農林振興課
山間地域にある用排水路は農業用のみならず、大雨時の山からの雨水を受ける役割も担っており、地域の防災や減災を高める上で非常に大きな役割を果たしている施設であることから、整備および適正な保全対策を推進していく。	
【再掲】農地・圃場の整備	建設課・農林振興課
農林業の高齢化、担い手不足により遊休農地が増加していることから、各種制度事業を活用し集落全体で農地を維持管理するとともに、意欲のある農家に農地を集約、貸与し農地保全に努める。	
【再掲】農業生産基盤の整備	農林振興課
国庫補助金等制度事業を活用して新增設・改築する施設については、地震や風雪害に対して、それぞれの設置基準に基づいた施設整備を行う。また、既存施設については増強するよう働きかける。	
【再掲】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	総務課・地域振興課
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	
新規就農者（担い手）の確保	農林振興課
国の「農業次世代人材投資事業」対象に該当しない青年新規就農者等への支援となる「新規就農サポート制度」を継続し、新たな担い手確保を目指す。	

7-6. 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

◆ 推進方針

被災状況や災害状況等に関する情報が正しく発信されず、災害後の安全性への不安により日之影町への旅行等を控える観光客対策として、県や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
観光客誘致対策	地域振興課
災害後の安全性への不安により日之影町への旅行等を控える観光客対策として、県や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。それに必要な町 HP 等を通じた適切な情報の発信体制の確立を図る。	



## 目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ◆ 推進方針

大量に発生することが予想される災害廃棄物に対して、策定されている 3 町の広域的な「災害廃棄物処理実施計画」の実効性を高め、適正処理に努める。

#### ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】災害廃棄物処理の体制整備	町民課
策定されている広域的な「災害廃棄物処理実施計画（西臼杵広域行政事務組合）」に基づいて、処理体制を構築し、実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。（予定地については町の災害廃棄物処理計画で指定済）	
【再掲】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	国・宮崎県・建設課
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、日之影町で緊急輸送道路（広域移動ルート）に指定されている国道 218 号（県管理区間）および九州中央自動車道高千穂日之影道路に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。なお、国道 218 号に架かる特殊橋の耐震化を推進する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。	

#### ◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】橋梁（特殊橋）耐震化	1 橋(R2)	3 橋(R7)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
【再掲】防災対策件数	—	3 件(R7)

8-2. 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる  
事態

◆ 推進方針

災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等の実現に向け、県や民間企業(建設業)との連携強化を図るとともに、ボランティアや地域コミュニティの活性化により復旧・復興を担う人材等の計画的な取り組みを推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
被災建築物応急危険度判定士等の確保	地域振興課・町民課
災害後の迅速な被害状況の把握を行うための被災建築物応急危険度判定士確保に向けて、養成を目的とした講習会を受講することに加え、県や民間企業(建設業)と連携して迅速な要請ができる体制を構築するなど、災害時対応が可能な人員の確保に努める。	
【再掲】新規就農者(担い手)の確保	農林振興課
国の「農業次世代人材投資事業」対象に該当しない青年新規就農者等への支援となる「新規就農サポート制度」を継続し、新たな担い手確保を目指す。	
【再掲】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	国・宮崎県・建設課
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、日之影町で緊急輸送道路(広域移動ルート)に指定されている国道218号(県管理区間)および九州中央自動車道高千穂日之影道路に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。なお、国道218号に架かる特殊橋の耐震化を推進する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。	
【再掲】ボランティア組織の育成	町民課・社会福祉協議会
社会福祉活動の担い手となる人材を発掘し、地域の特性等を理解したリーダーシップを取れる人材養成、それを支えるサポーターづくりを進めていくことで災害時の迅速な支援に繋げる。	
【再掲】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	総務課・地域振興課
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	

◆ 評価指標(KPI)設定

評価指標(KPI)	現状値(年度)	目標値(年度)
【再掲】橋梁(特殊橋)耐震化	1橋(R2)	3橋(R7)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	83%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	71%(R2)	100%(R7)
【再掲】防災対策件数	—	3件(R7)

## 8-3. 広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態

## ◆ 推進方針

広域・長期にわたる浸水被害を最小限にするため、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、河川改修事業等のハード対策・ソフト対策を、一体的・計画的に推進する。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】河川改修事業の推進と維持管理	宮崎県・建設課
頻発する水害に対する防災・減災対策として、治水事業を活用し、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。また、災害を未然に防止し、被害を最小限とするため、既存の河川・ダム管理施設を適切に維持管理するとともに、老朽化対策を進める。	
【再掲】水防活動の定期的な実施	総務課
「日之影町地域防災計画」に記載のある、水防計画の重要水防箇所を重点的に、平常時の堤防の巡視、水防倉庫・通信の点検、訓練を実施する。洪水時には巡視・警戒、水防工法の実施、陸閘・樋門等の開閉等を迅速に行い、被災を最小限に留める。	

8-4. 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 推進方針

高齢化や過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがあるため、定住希望者への支援やボランティア・民生委員等の活動を通して災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図り、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
定住希望者への支援による担い手確保	地域振興課
移住定住支援コーディネーターにより、移住定住に関する相談、定住後の支援、地域住民との交流機会の提供を通じて町外からの担い手確保に繋げる取り組みを継続して行う。	
民生委員・児童委員の確保	町民課・社会福祉協議会
民生委員・児童委員制度の周知および業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。	
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	総務課
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	
【再掲】消防力の充実・強化	総務課
県および西臼杵郡他2町と連携し、西臼杵広域行政事務組合消防本部における消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防士の確保を推進する。消防団においては、資機材の計画的な購入更新を継続して実施し、充足率100%を目指して消防団員の確保も推進する。また、自衛隊・警察・消防（消防団）での合同訓練の実施および情報共有体制の強化により消防力の充実・強化に努める。	
【再掲】ボランティア組織の育成	町民課・社会福祉協議会
社会福祉活動の担い手となる人材を発掘し、地域の特性等を理解したリーダーシップを取れる人材養成、それを支えるサポーターづくりを進めていくことで災害時の迅速な支援に繋げる。	
【再掲】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	総務課・地域振興課
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】消防団員充足率	87%(R2)	100%(R7)

## 8-5. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

## ◆ 推進方針

座標値で管理されている地籍調査は、早期の復旧・復興を進める上で大きな役割を持つ。これを常に法務局の最新情報に更新することで大規模災害に備える。

## ◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
地籍調査の随時更新	税務課
災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図が必要であるため、常に法務局の最新情報に更新する。	
応急仮設住宅供給体制の充実	地域振興課・町民課
県と連携し、年1回実施している応急仮設住宅建設候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた建設候補地の積み増しの強化を図る。	

8-6. 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

◆ 推進方針

被災者の生活再建の支援に関する行政事務手続きが円滑に実施されるよう、被災者台帳の整備に加え、広域的な罹災証明交付体制の確立する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
被災者台帳の整備	町民課
災害対策基本法に基づいて、被災者支援の円滑な実施を行うため、被災者台帳作成の事前準備等を推進する。県と連携し被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める。	
罹災証明交付体制の確立	総務課
西臼杵広域行政事務組合による広域的な交付体制および「宮崎県災害時受援・応援計画」での受援により災害時の罹災証明交付の停滞を防ぐ。	
【再掲】応急仮設住宅供給体制の充実	地域振興課・町民課
県と連携し、年1回実施している応急仮設住宅建設候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた建設候補地の積み増しの強化を図る。	

## 第5章 計画の不断の見直しと重点化プログラム

### 1. 日之影町の他の計画等の必要な見直し

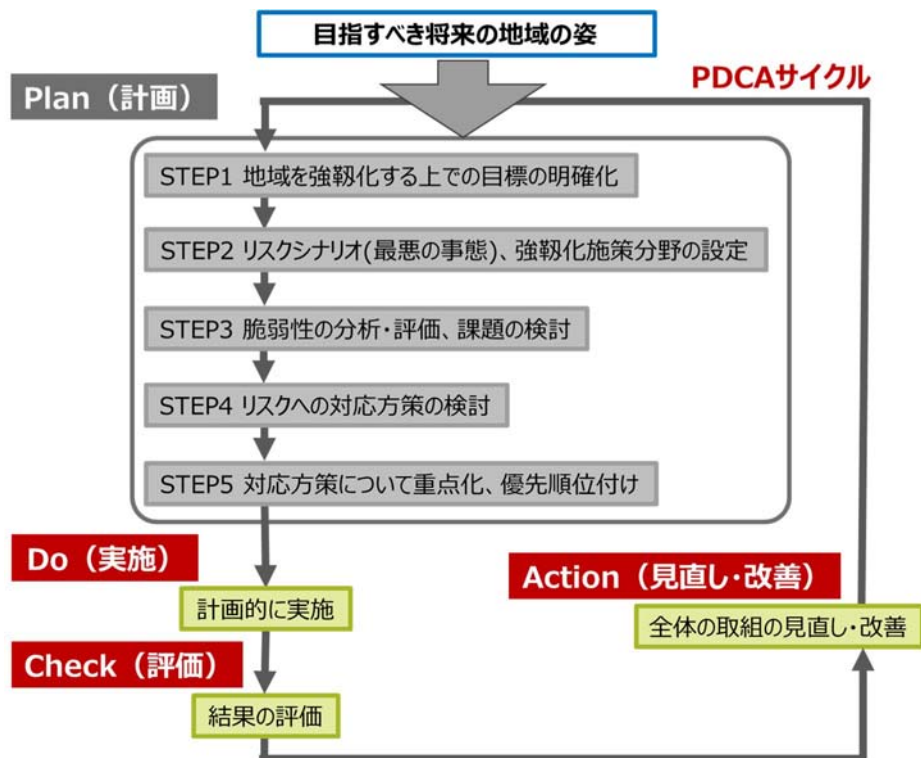
本計画は、町の他の計画等の指針となるべきものであり、各計画の上位計画に位置付けられるアンブレラ計画である。

各計画の施策およびプログラムの進捗状況等により必要に応じて内容の修正の検討およびそれを踏まえた所要の修正を行うことにより、日之影町の地域強靱化を推進する。

### 2. 本計画の着実な計画推進

本計画の着実な推進に当たっては、下図の PDCA サイクルにより関連施策の実施を適切に管理し、その施策に対する結果を適正に評価することで全体の取り組みを見直し・改善しなければならない。

また同時に、今後の社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮して重点化するプログラム等も見直し、本町の強靱化を推進する。

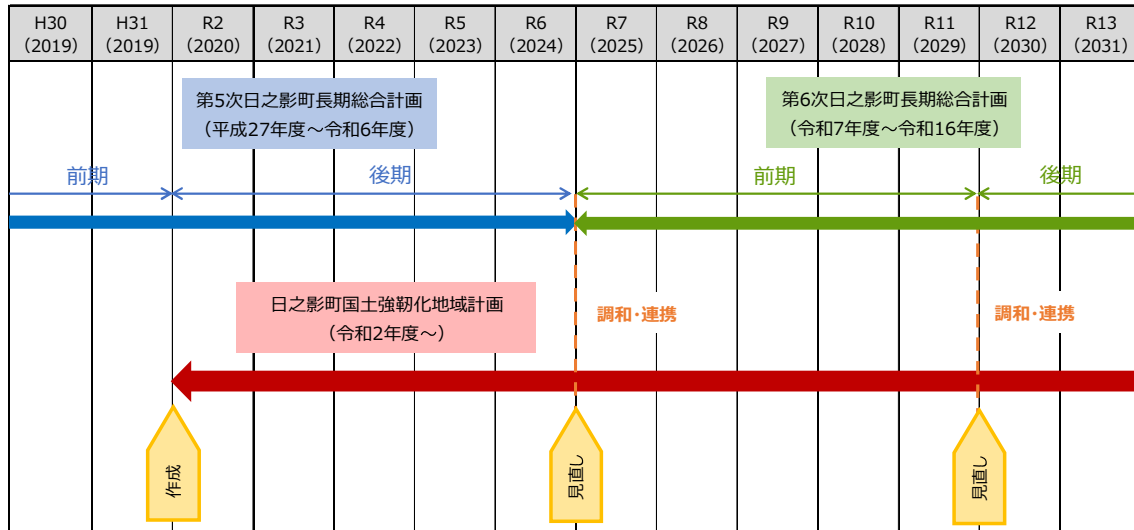


### 3. 本計画の不断の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、基本計画に基づいて概ね5年での見直しを行うこととする。

また、それ以前においても毎年度の施策およびプログラムの進捗状況により必要に応じて変更の検討およびそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。

本町では、「第6次日之影町長期総合計画」と同時期の見直しとなるため、互いの計画において調和・連携を図る。





## 4. 重点化プログラム

国の基本計画では、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるために、45のプログラムを設定し、施策の優先順位付けを行って15の重点化プログラムを選定している。

本町においても、町の役割の大きさ、平時への影響の大きさ、緊急度、切迫度を踏まえ、主要施策と関連する以下の14のプログラムを、本計画において重点化すべきプログラムとし、推進を図る。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
<b>目標 1</b>	<b>直接死を最大限防ぐ</b>
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や公共施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や公共施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生
1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
<b>目標 2</b>	<b>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</b>
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	観光客を含む帰宅困難者の発生
2-5	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<b>目標 3</b>	<b>必要不可欠な行政機能は確保する</b>
3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<b>目標 4</b>	<b>必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</b>
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<b>目標 5</b>	<b>経済活動を機能不全に陥らせない</b>
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による町内経済の停滞
5-2	社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
5-4	農業施設の機能停止による食糧等の安定供給の停滞
<b>目標 6</b>	<b>ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</b>
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止
6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
<b>目標 7</b>	<b>制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b>
7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺
7-3	ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7-4	有害物質の大規模拡散・流出
7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
<b>目標 8</b>	<b>社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b>
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

## 日之影町国土強靱化地域計画

令和 2 年 3 月作成

日之影町 総務課

〒882-0402 西臼杵郡日之影町大字岩井川 3398-1

TEL:(0982)87-3900